

平成 29 年度 認定補聴器技能者資格 登録更新申請手続きのご案内

公益財団法人テクノエイド協会

提出期限：平成 29 年 12 月 1 日（金）

① 郵送の場合

平成 29 年 12 月 1 日（金）消印有効

② 持参の場合

提出期限（平成 29 年 12 月 1 日）までの土日祝日を除く、9 時～12 時、13 時～17 時が受付時間です。この時間以外は受け付けません。

申請書類提出先

公益財団法人テクノエイド協会 試験研修部

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4 階

■ 更新手続きの流れ

- ①マイページより登録更新申請書各種をすべてダウンロードし、申請書及び写真を準備
↓
 - ②資格更新費用の振込（振込額 14,500 円）
マイページより、コンビニ支払い、カード支払い、Pay-easy、銀行振込のいずれかを選択
↓
 - ③登録更新申請書及び写真の提出（**提出期限 平成 29 年 12 月 1 日（金）消印有効**）
（認定補聴器技能者登録更新申請書（様式 1 号）はマイページから提出した場合でも、原本は郵送でお送りください。）
- * 提出された申請書の書類審査後、審査結果通知及び認定証書・ID カードを発行します。
（平成 30 年 3 月下旬を予定）

■ 提出書類（**提出期限 平成 29 年 12 月 1 日（金）消印有効**）

- ①認定補聴器技能者登録更新申請書、業務経歴書、フィッティングケース記録一式
銀行振り込みの場合には、更新料納付情報提供書も提出してください。
- ②パスポートサイズの証明写真または写真データ
6 ヶ月以内脱帽正面で撮影したものとしてください。証明写真は写真貼付台紙に貼り付け、写真の大きさはいずれも、**タテ 45mm×ヨコ 35mm** とします。

提出方法は、**マイページからデータとして提出するか、郵送するか選択し、いずれかの方法で提出期限までに提出**してください。

提出書類を持参する場合は、平成 29 年 12 月 1 日（金）17:00 までです。

■ 資格更新料

①資格更新料 14,500 円

資格更新料 内訳

登録更新審査料	3,000 円
ID カード発行料	1,500 円
登録管理料(年間 2,000 円×5 年間分)	10,000 円
計	14,500 円

②更新料振込

マイページよりコンビニ支払い、カード支払い、Pay-easy、銀行振込のいずれかを選択してお振込みください。なお、**振込手数料は申請者負担**となります。

更新料を銀行振込にて振込む場合は、更新書類提出時に「**認定補聴器技能者 更新料納付情報提供書**」も併せて提出してください。

■登録更新申請書の記入について

資格更新のため、各事項が適切に記入されているか提出された申請書類を審査しますので、下記の注意点を確認のうえ申請書を作成してください。**ボールペン・万年筆等を使用し、鉛筆・シャープペンシル・記入した文字を消せるタイプのペンなどは使用しないでください。**なお、誤りがあった場合には修正テープ・修正液を使わずに、二重線で訂正印を押してください。

(様式 1) 認定補聴器技能者登録更新申請書の記入について

* 「勤務先」

現在所属している事業所の名称を記入してください。

* 「日本耳鼻咽喉科学会補聴器相談医の証明」

技能者登録更新には、日本耳鼻咽喉科学会認定の「補聴器相談医」(以下「相談医」という。)の証明が必要になり、相談医の署名・捺印がない場合、原則として申請書は受理しません。

相談医の所在については、日本耳鼻咽喉科学会のホームページに都道府県別に氏名及び所属している医療機関が公開されていますので参考にしてください。

また、相談医の署名・捺印があっても、技能者の勤務地と相談医の所属先が遠方の場合(通常交通手段で90分以上かかる場合)は原則として連携している相談医として認められません。

ただし、通常交通手段で90分以内(地域によっては120分程度以内でも可)の範囲に相談医が不在の場合は、日本耳鼻咽喉科学会が認定する耳鼻咽喉科専門医(以下「専門医」という。)の証明でも可としますが、所定の範囲内に相談医がいるにも関わらず、専門医が署名・捺印する場合は、次回更新時までには相談医との連携を取り次ぐことを前提に、相談医の証明が取れない理由書(様式任意)を併せて提出してください。

ただし、理由書の妥当性を外部有識者会議で議論し登録更新の適否を判断します。

(様式 2) 業務経歴書の記入について

* 本様式の証明については、現在勤務している事業所(販売店)の事業主(店長)の署名・捺印で構いません。

* 業務は「小売」「卸売り」「メンテナンス」等の種別、「専業」か「兼業」かの別を記入してください。

* 平成25年4月1日から現在までの業務経歴を記入してください。

* 休職等で就業しない期間がある場合は、その旨記入してください。

* 販売店や業務に変更があった場合は、それぞれ個別に記入してください。

(記入例)

就業期間	業務内容
平成25年4月 ～平成26年3月	テクノ商事において医療機器の販売と共に補聴器の販売(卸売りを含む)業務に従事。
平成26年4月 ～現在	テクノ商事が補聴器小売り専業のため開設したME補聴器センターの専任となり、補聴器小売りとメンテナンス業務を行い、現在に至る。

(様式 3) 補聴器フィッティングケース記録の記入について

- * 来店年月日、顧客管理番号、装用耳、器種名等の記入漏れや不明瞭な項目がないか確認するとともに、**個人情報**を必ず保護してください。
- * 顧客管理番号は勤務先の記録簿に記載されている整理番号等を記入してください。
- * **ケース記録 1**については、**医師から紹介された症例を記入し（医師から紹介された症例の提出が難しい場合には、自店舗で測定した症例でも可）、ケース記録 2 は自店舗で測定した症例を記入してください。**
- * フィッティングのケース記録は**平成 25 年 4 月以降**に担当したケース記録から **3 回目まで対応した事例を 2 例**選び記入してください。
- * **補聴効果の記録（装用閾値、スピーチオーディオグラム）**にはフィッティングが概ね完了した際の補聴効果の記録を記入してください。両耳装用の場合には、片耳ずつの評価を記入してください。補聴器特性表も同様です。

■ 審査のポイント

ケース記録については、下記の点について重点的に審査を行います。

① 禁忌 8 項目

禁忌 8 項目に該当していないか、また、該当している場合は顧客への対応が適切であるか、その旨が記入されているか。

② 個人情報保護

提出するフィッティングケース記録の**個人情報**が適切に保護されているか。

③ オーディオグラム

気導、骨導、マスキング（マスキングレベルも含む）の記録が適切に記入されているか。

④ 語音弁別測定（気導受話器）

裸耳の語音弁別測定にて最高明瞭度の測定ができているか。
左右ともに 2 表以上を記入する事。

⑤ フィッティング記録

ユーザーの主訴が記入されているか。

初回フィッティングから 1～3 回目の「主訴」「処置」「総合評価」が要領よく簡潔に記入されているか。**（必ず 3 回目まで対応した結果を記入すること。）**

⑥ 補聴効果の記録

測定日、測定単位、測定耳、非測定耳の遮蔽について記入されているか。

フィッティングが概ね完了した際の補聴効果の記録（装用閾値、スピーチオーディオグラム）が記入されているか。

⑦ 補聴器特性表

調整後の 60dB、90dB 入力時の実測の周波数特性表が貼付されているか。

測定時に必要な条件等が記入されているか。

聴力レベルや装用閾値の結果から妥当な周波数出力レベルが確認できるか。

■ 写真

資格更新にあたり新しいIDカードを発行しますので、下記の点に注意して写真または写真データを提出してください。

- * **写真をデータで提出する場合は、マイページから提出方法で「ファイル」を選択し、写真データを添付**して提出してください。

- * **写真を郵送で提出する場合は、パスポートサイズ（タテ45mm×ヨコ35mm）の証明写真を用意し、写真の裏面にID及び氏名を記入し、**写真貼付台紙に両面テープで貼り付けて提出してください。裏面に記入する場合には、ペン等で強く記入すると、写真の表面ににじみや凹凸が出てしまう場合がありますので注意してください。

- * なお、写真を貼り付ける台紙には①ID番号、②氏名を必ず記入してください。

- * 提出された写真、または、写真データはそのままIDカードに印刷されますので、**スナック写真や不鮮明な写真は使用しない**でください。写真画像が荒い場合や背景が目立ちすぎる場合には写真の再提出をお願いする場合があります。